

平成30年度第3回東広島市入札監視委員会会議概要

1 会議名

平成30年度第3回入札監視委員会

2 開催日時・場所

平成30年12月19日（水） 午前10時00分から午前11時25分まで
東広島市役所本館4階 入札室

3 出席委員

横山委員、岩元委員、早川委員、宮本委員、石垣委員

4 出席職員

総務部技術調整監、都市部都市整理課長、都市部区画整理課長、都市部営繕課長、
下水道部下水道建設課長、事務局員

5 会議の概要

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

次の事項について、事務局から説明を行った。

ア 入札方式別発注工事の状況

イ 指名除外措置の運用状況

(2) 検証対象工事の検証について

次の検証対象工事について、入札参加資格要件、工事概要等を事務局及び施工担当課から説明を行った。

ア 平成30年度 地域センター改修事業 郷田地域センター改修工事（電気）

イ 平成30年度 街路整備事業 丸山檜原線道路改良工事

ウ 平成30年度 小学校新設事業 龍王小学校ほか整備工事

エ 平成30年度 東広島市下水道事業 檜原・丸山地区污水管渠建設工事（黒30-1）

オ 平成30年度 斎場管理運営事業 ひがしひろしま聖苑火葬炉設備制御盤等改修工事

(3) その他

ア 次回委員会の開催について

平成30年度第4回委員会の開催は平成31年2月の予定とし、後日調整を行うことで決定した。

イ 次回の検証工事抽出委員について

抽出委員は配布した名簿の順とし、次回の抽出は石垣委員が行うことで決定した。

6 発言の内容

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

発言者	内容
委員	7月1日から9月30日までに契約締結した災害復旧関係の随意契約は1件ですか。
事務局	工事請負は1件です。道路啓開等の応急復旧については、災害協定を締結している業者に対して業務委託という形で発注しています。
委員	業務委託として発注するものと、工事請負として発注するものの区別はありますか。
事務局	初動の対応については、労務者や機械の実動日数の積み上げという形になり役務的な内容が強いので、業務委託として発注しております。
委員	これは、入札の手続によらない発注ということですね。
事務局	そうです。基本、被災箇所には営業所が一番近い業者や、近くで受注している工事等があり、すぐに対応が可能な業者と随意契約をしています。
委員	災害関連の工事は、県で不調が続いていると報道されていますが、東広島市もそのような状況があるのですか。
事務局	本市は被災箇所数が多い関係で現在査定を受けている状況です。 今後の発注にあたっては、市内の業者の数が限られている状況ですので、ある程度地区でまとめた形での発注を予定しているところですが、本市はまだ順次発注まで至っていない現状です。

(2) 検証対象工事の検証について

ア 平成30年度 地域センター改修事業 郷田地域センター改修工事（電気）

発言者	内容
委員	本件は入札者が少なく、落札率が98%で他の工事と比べて非常に高いですが、競争原理が働いているのでしょうか。 予定価格が少額になると基本的に入札者が少ない傾向にあるのでしょうか。また、これは全般的な傾向ですか、それとも電気工事の傾向ですか。
事務局	過去の落札結果を見ると、電気工事の落札率は大体90%程度です。 本件の落札率が98%と高いことについては、個別的な工事の内容による場所が大きいのだと思います。一般的な傾向として、なぜ本件の落札率が98%であるかについては、あくまで推測ですが、他の電気工事と比べて予定価格がそう高くなかったため、余り魅力的な内容でなかったのかもしれないと考えます。
委員	電気工事のAランクの市内本店業者数を教えてください。
事務局	9者です。

イ 平成30年度 街路整備事業 丸山檜原線道路改良工事

発言者	内容
委員	総合評価落札方式には簡易Ⅱ型と簡易Ⅰ型がありますが、今回簡易Ⅱ型で実施した根拠を教えてください。
事務局	<p>本件は、両歩道付の2車線道路の現道の拡幅をする工事で、交通量が多い中で車の通行を確保しながらの施工が必要であることと、下水道の管も合わせて歩道の中に入れていくという若干難度の高い工事でした。</p> <p>簡易Ⅰ型のように業者からの技術提案を求めるほどの課題はなかったことから、簡易Ⅱ型で実施させていただきました。</p>

ウ 平成30年度 小学校新設事業 龍王小学校ほか整備工事

発言者	内容
委員	本件は、難易度の高い工事ではない印象ですが、入札者が1者だけでした。災害復旧の影響で、皆さんお忙しいということなののでしょうか。
事務局	本件は、工事成績条件付一般競争入札で発注しており、入札参加要件資格要件を平均工事成績評定点が65点以上の者または、評定を受けていない者に限定していることと、災害の応急対応で地元業者に多数御協力いただいていた状況もあり、1者応札という結果になったと考えております。
委員	平均工事成績評定点が65点を満たさない会社と満たす会社の割合を教えてください。
事務局	本件は、土木一式工事のBランクの市内本店業者が参加できますが、土木一式工事のBランクの市内本店業者は全部で31者、うち65点以上が19者で、3年間に評定を受けていない者が10者です。65点未満で参加できない者は2者でした。
委員	応札する業者が限られてくる一方で、工事の質も維持しなければならない状況ですが、入札の公平性を守ることと、工事の質を維持していくことのバランスについて、担当課としてどのようにお考えでしょうか。
事務局	業者数が限られている中で、当面3年間で復旧するという目標で災害復旧を優先して進めている状況ですので、通常案件については緊急性が高いもの以外は発注を控え、発注件数をなるべく減らして災害復旧工事に専念したいと考えています。

エ 平成30年度 東広島市下水道事業 榎原・丸山地区污水管渠建設工事（黒30-1）

発言者	内容
委員	入札額について、入札者18者のうち9,800万円付近のグループが14者、1億500万円付近のグループが4者とはっきり分かれていますか。
事務局	<p>本件は、土木一式工事の中でも下水道工事のため、下請業者の確保に関して災害発注の影響が比較的少ないことと、規模の大きい工事、利益の部分が比較的大きい関係があったのではないかと考えます。</p> <p>応札者が多い中で工事を落札しようとするときに、最低制限価格のぎりぎりを想定して応札される方もいる一方で、積算をしてこれぐらいでしかできないという方もおられますので、それらの傾向で2つに分かれているのではないかと考えます。</p>

オ 平成30年度 斎場管理運営事業 ひがしひろしま聖苑火葬炉設備制御盤等改修工事

発言者	内容
委員	<p>本件の随意契約の理由が「火葬炉設備が汎用製品ではなく、火葬炉設置業者独自の設計開発製品で、部品の調達等が他社では困難」ということですが、更新の都度、設置業者にお問い合わせを得ない状態は、競争性も何もないですし、継続性という観点からもリスクがあるのではないのでしょうか。</p> <p>設置ときに、独自の設計開発製品を使われている業者に発注する必然性・必要性があったのでしょうか。理由や経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>建設当時は火葬炉メーカーが全国的に数社あり、それらの中で当時の競争入札で火葬炉メーカーがある程度数参画できる状態で発注し、当該業者が落札し、建設を請け負ったと聞いています。</p> <p>今後、火葬炉自体の耐用年数となり、全部更新する時期には、他の火葬炉メーカーが参画できる状態で発注できるか検討をする必要があると考えております。</p>
委員	火葬炉メーカーの業界では、メーカー間の汎用性がなく、独自に部品をつくったり、開発されたりしているのでしょうか。
事務局	<p>火葬炉メーカーに当てはまるか分かりませんが、例えばごみ焼却場ですと、プラントメーカー独自の特許技術の固まりということは聞いたことがあります。</p> <p>また、導入時にはランニングコストも含めた検討をすべきなのだろうと思います。</p>
委員	<p>原則が競争入札ですので、そちらに立ち返る考え方も必要ですね。</p> <p>また、設置業者のどこが優れている、そこに発注することが住民の税金を大切に使うことにつながるという説明ができれば、納得もしやすいと思います。そういったこともお考えいただければと思います。</p>